

レセ電通信歯 26009 号  
平成 26 年 12 月 24 日

レセプト電算処理歯科  
システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様の厚生労働省  
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 47 号）、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）及び「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 365 号）が、いずれも平成 27 年 1 月 1 日から施行されます。

これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部が改正され、平成 27 年 1 月 1 日から適用されることとなります。

については、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（以下「記録条件仕様」という。）が下記のとおり変更され、本日、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでお知らせします。

## 記

### 1 レセプト特記事項コードの追加及び削除

記録条件仕様「別表 1 1 レセプト特記事項コード」に、「26 区ア」、「27 区イ」、「28 区ウ」、「29 区エ」、「30 区オ」、「31 多ア」、「32 多イ」、「33 多ウ」、「34 多エ」及び「35 多才」を追加し、「23 多一」及び「24 多低」を削除する。

### 2 一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コードの「内容」欄の変更

記録条件仕様「別表 1 0 一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード」の「内容」欄を次に変更する。

コード	内 容
1	入院時負担金額又は外来時一部負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額について、限度額適用・標準負担額減額認定証又は低所得者世帯の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分がオ又は ）の交付を受けている者（入院日数が 90 日以下の者） ・低所得者

コード	内 容
2	<p>入院時負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額について、限度額適用・標準負担額減額認定証又は低所得者世帯の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分が才又は ）の交付を受けている者（入院日数が90日を超える者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者</li> </ul>
3	<p>入院時負担金額又は外来時一部負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額について、限度額適用・標準負担額減額認定証又は低所得者世帯の特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証（適用区分が ）の交付を受けている者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者</li> </ul>
4	<p>入院時負担金額又は外来時一部負担金額並びに食事療養又は生活療養に係る標準負担額について、限度額適用・標準負担額減額認定証又は低所得者世帯の特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証（適用区分が ）の交付を受けている者であって、老齢福祉年金を受給している者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者</li> </ul>